

平成22年 8月 6日  
第2203号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

○秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（37・県民文化政策課）…………… 1

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（394・福祉政策課）…………… 1

○生活保護法による医療機関の指定（395・福祉政策課）…………… 2

○建設業の許可の取り消し（396・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 2

○建設業の許可の取り消し（397・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2

○保安林の指定の解除（398・秋田地域振興局農林部）…………… 3

○建設業の許可の取り消し（399・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 2件…………… 4

○随意契約の相手方の決定（情報企画課）…………… 4

○公の施設の指定管理者の募集（県民文化政策課） 2件…………… 5

○土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 8

○土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 8

○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 9

○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 9

○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 9

### 教育委員会公告

○公の施設の指定管理者の募集（生涯学習課）…………… 9

## 規 則

秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年八月六日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第三十七号

秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合生活文化会館条例施行規則（平成元年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三条第一項の表秋田まるごとプラザの項を削る。

第四条第一項の表秋田まるごとプラザの項を削る。

第九条を次のように改める。

（利用料金の承認の申請）

**第九条** 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

### 附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条第一項の表及び第四条第一項の表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第三十四号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、この規則による改正後の秋田県総合生活文化会館条例施行規則第九条の規定の例により行うものとする。

## 告 示

秋田県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
木村医院	木村 元	由利本荘市矢島町七日町字七日町39	平成22年4月21日
高橋内科医院	高橋 維彦	湯沢市字大島町2-17	平成22年7月1日

#### 秋田県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
木村医院	木村 元	由利本荘市矢島町七日町字七日町39	内科、循環器内科、外科	平成22年4月22日
たかはし内科ひだまりクリニック	高橋 維彦	湯沢市字大島89-2	内科	平成22年7月2日

#### 秋田県告示第396号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年7月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
秋田工営株式会社  
大館市花岡町字前田123番地1  
代表取締役社長 明 石 文 夫  
秋田県知事許可（特-18）第9235号
- 3 処分の内容  
土木工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年7月22日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第397号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日

平成22年 7 月 27 日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
門間工業有限会社  
南秋田郡井川町今戸字イナリデン 3 番地の 4  
代表取締役 鷲 谷 淳  
秋田県知事許可（般-18）第74号
- 3 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年 7 月 27 日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

**秋田県告示第398号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成22年 8 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
秋田市		飯 島	堀川	84番224	7	0.0007	0.0007	0.0007	飛砂の 防備 公衆の 保健	公共施 設用地 とする ため
秋田市		飯 島	堀川	84番225	339	0.0339	0.0339	0.0339		
秋田市		飯 島	堀川	84番226	8	0.0008	0.0008	0.0008		
合 計					354	0.0354	0.0354	0.0354		

**秋田県告示第399号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年 7 月 26 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社創和工業  
仙北市角館町雲然上町屋129番地 2  
代表取締役 佐々木 和 夫  
秋田県知事許可（般-17）第60356号
- 3 処分の内容  
大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年 7 月 26 日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成22年 7 月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人「ふじさと元気塾」
- 3 代表者の氏名  
成 田 陽 悦
- 4 主たる事務所の所在地  
山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇110番地 1 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般町民に対して明るく元気で住みよい町づくりを目的に、棚田や蜚の棲む環境保全活動に努め、子どもの健全育成活動を図る。地域安全活動として河原や道路端の草刈りなどをして景観保全にも努める。観光資源を発掘し、ホームページを作成して県内外に情報を発信し、観察会や講演会も行い、住民参加による自然環境保護と観光を推進し、郷土芸能、文化、芸術も生かして町の経済の活性化に努める。また、少子化対策として独身男女の出会いの場づくりや女性の活動を支え、将来的には行政や社会福祉法人等と協力して事業を担えるようにしてまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成22年 7 月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきた・まなV I V A ! 創造塾
- 3 代表者の氏名  
三 浦 亮
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田市山王臨海町 1 番 1 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県民をはじめ秋田を支える全ての個人や団体に対して、地域に根ざし、秋田県の将来を支える人材育成に関する事業を行い、個人や団体の得意とする分野の力を発揮しながら県民とともに夢を描き、元気をもたらす取り組みを推進することを目的とする。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので公告する。

平成22年 8 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る名称及び数量  
「旅費計算システム開発」及び「物品調達システム開発」設計支援コンサルティング業務委託 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
企画振興部情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 7 月30日
- 4 随意契約の相手方の住所及び氏名又は名称  
秋田県大仙市大曲日の出町一丁目38番16号  
株式会社 A S T コンサルタント
- 5 随意契約に係る契約金額  
9,975,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
企画提案競技方式（プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年 8月 6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

秋田県民会館（以下「会館」という。）

### (2) 所在地

秋田市千秋明德町 2 番52号

### (3) 設置目的

県民の文化の発展を図り、その生活の向上に寄与することを目的とする。

### (4) 規模等

鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 4 階、延床面積9,304.61㎡

### (5) 主な施設

大ホール、展示室、大会議室（2室）、会議室（4室）、小ホール、大研修室、中研修室（2室）、小研修室（5室）、練習室（3室）

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

### (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

### (2) 利用料金の設定、徴収及び減免の決定等

### (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

### (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理運営に要する経費

### (1) 会館の管理運営の業務に要する経費は、県からの指定管理料と、会館の施設・設備の使用料である利用料金収入とで賄うことになる。

### (2) 指定管理料は、年度ごとに予算の範囲内で支払う。

### (3) 指定期間の予算総額は355,181千円を限度とする。

### (4) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結する年度協定書により定める。

### (5) 会館の利用料金は、県が定める基準を基に指定管理者が知事の承認を受けて定め、指定管理者の収入となる。

### (6) 指定管理者は、会館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

## 4 管理を行わせる期間

平成23年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

## 5 申請をする団体に必要な資格

### (1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

### (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 6 選定の方法、基準及び時期

### (1) 生活環境部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。また、指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

ア 県民の平等利用の確保

イ 会館の設置目的の效果的達成

ウ 効率的な管理

エ 適正かつ確実な管理を行う能力

オ 会館の設置目的・特性に応じた取組

## カ その他

- (2) 選定は、平成22年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、県のホームページにより公表する。

## 7 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 指定の期間に係る年度ごとの秋田県民会館指定管理者事業計画書

ウ 指定の期間に係る秋田県民会館収支計画総括表及び秋田県民会館年度別収支計画書

エ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

カ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

ク 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

ケ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

コ 類似施設における業務実績を記載した書類

サ 4(2)に該当しない旨の申立書

シ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

ス その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部県民文化政策課文化振興班(電話番号018-860-1530)

- (3) 提出期限

平成22年10月5日(火)午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 8 募集要項の交付

平成22年8月6日(金)から同年10月5日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までの間、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、5(2)に掲げる場所で交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った返信用封筒(定形外角2号)を同封すること。

## 9 現地説明会の開催

- (1) 日時及び場所

秋田県民会館指定管理者募集要項に記載する日時及び場所

- (2) その他

現地説明会への参加を希望する団体は、直接又はFAX若しくは電子メールで、10(3)の問い合わせ先に申し込むこと。

## 10 その他

- (1) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

- (2) 詳細は秋田県民会館指定管理者募集要項及び秋田県民会館指定管理者業務仕様書による。

- (3) 問い合わせ先

秋田県生活環境部県民文化政策課文化振興班

(電話番号018-860-1530 FAX018-860-3891 電子メールbunka@mail2.pref.akita.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称

秋田県総合生活文化会館(以下「会館」という。)

- (2) 所在地

秋田市中通二丁目3番8号

- (3) 設置目的  
県民生活の安定向上及び文化の発展を図ることなどを目的とする。
  - (4) 規模等  
鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造及び鉄骨造地下3階、地下1階、地上2階から4階、延床面積5,182.5㎡
  - (5) 主な施設  
多目的ホール、イベント広場、美術展示ホール、研修室、練習室（3室）、音楽ホール
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
    - (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
    - (2) 利用料金の設定、徴収及び減免の決定等
    - (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
    - (4) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供（県主催事業）
    - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務
  - 3 管理運営に要する経費
    - (1) 会館の管理運営の業務に要する経費は、県からの指定管理料と、会館の施設・設備の使用料である利用料金収入とで賄うことになる。
    - (2) 指定管理料は、年度ごとに予算の範囲内で支払う。
    - (3) 指定期間の予算総額は186,410千円を限度とする。
    - (4) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結する年度協定書により定める。
    - (5) 会館の利用料金は、県が定める基準を基に指定管理者が知事の承認を受けて定め、指定管理者の収入となる。
    - (6) 指定管理者は、会館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
  - 4 管理を行わせる期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
  - 5 申請をする団体に必要な資格
    - (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
    - (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
      - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
      - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
      - ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
      - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
      - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
      - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
  - 6 選定の方法、基準及び時期
    - (1) 生活環境部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。また、指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
      - ア 県民の平等利用の確保
      - イ 会館の設置目的の効果的達成
      - ウ 効率的な管理
      - エ 適正かつ確実な管理を行う能力
      - オ 会館の設置目的・特性に応じた取組
      - カ その他
    - (2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、県のホームページにより公表する。
    - (3) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
  - 7 申請の手続
    - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を提出すること。
      - ア 指定管理者指定申請書

- イ 指定の期間に係る年度ごとの秋田県総合生活文化会館指定管理者事業計画書
- ウ 指定の期間に係る年度別県主催事業計画書
- エ 指定の期間に係る秋田県総合生活文化会館収支計画総括表及び秋田県総合生活文化会館年度別収支計画書
- オ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- キ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ク 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ケ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- コ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- サ 類似施設における業務実績を記載した書類
- シ 4(2)に該当しない旨の申立書
- ス 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- セ その他知事が必要と認める書類

## (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部県民文化政策課文化振興班（電話番号018-860-1530）

## (3) 提出期限

平成22年10月5日（火）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 8 募集要項の交付

平成22年8月6日（金）から同年10月5日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、5(2)に掲げる場所で交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号）を同封すること。

## 9 現地説明会の開催

## (1) 日時及び場所

秋田県総合生活文化会館指定管理者募集要項に記載する日時及び場所

## (2) その他

現地説明会への参加を希望する団体は、直接又はFAX若しくは電子メールで、10(3)の問い合わせ先に申し込むこと。

## 10 その他

(1) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(2) 詳細は秋田県総合生活文化会館指定管理者募集要項及び秋田県総合生活文化会館指定管理者業務仕様書による。

## (3) 問い合わせ先

秋田県生活環境部県民文化政策課文化振興班

（電話番号018-860-1530 FAX018-860-3891 電子メールbunka@mail2.pref.akita.jp）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任理事の住所及び氏名

北秋田市李岱字上悪外58番地2

平川 雄一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

就任理事の住所及び氏名

男鹿市払戸字渡部41の2番地

大堤 照男



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から申請があった定款変更について、平成22年7月21日認可したので同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市強首字大場崎寺縄手ノ上129番地1

田 口 恵 男

〃 寺館字寺館126番地1

斉 藤 長 秀

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年7月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 教 育 委 員 会 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年8月6日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

### 1 公の施設の概要

#### (1) 名称

秋田県青少年交流センター

#### (2) 所在地

秋田市寺内神屋敷3番1号

#### (3) 設置目的

青少年に対する研修を行うとともに、青少年の交流及び学習の機会を提供することにより青少年団体の自主的活動を促進し、もって社会教育の振興を図る。

#### (4) 規模等

鉄筋コンクリート造地上4階、延床面積約8,453平方メートル

#### (5) 主な施設

研修室、会議室、大広間、宿泊室（和室、洋室、特別室）

### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

#### (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

#### (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

#### (3) 青少年に対する研修の実施並びに青少年の交流及び学習の機会の提供に関する業務

#### (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、秋田県青少年交流センター（以下「センター」という。）の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

### 3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

### 4 申請をする団体に必要な資格等

#### (1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有し、旅館営業又はホテル営業の管理運営実績を有する法人その他の団体であること。

#### (2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他教育委員会が必要と認める書類

- (2) 提出場所

郵便番号010-8580 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県教育庁生涯学習課調整企画・学芸振興班（電話番号018-860-5181）

- (3) 提出期限

平成22年9月28日（火）午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 教育委員会指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ センターの設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年8月6日（金）から同年9月28日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

## 8 説明会

- (1) 日時

平成22年8月12日（木）午前10時

- (2) 場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

- (3) その他

説明会への参加を希望する者は、説明会前日の正午までに9(5)に連絡すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (3) センターの利用料金は、秋田県青少年交流センター条例（平成11年秋田県条例第5号）で定める使用料の額を基

準として、指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県教育庁生涯学習課調整企画・学芸振興班（電話番号018-860-5181）

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号